



所 役 場
行 町 者
発 任 田
岡 實 深
岡 壇 町 長

とどいたら、まず、とじましよう

◎税金の申告と納税は

三月十五日まで

- 一、確定申告をしなければいけない人
 - 1、一般の人の場合（事業所得者、不動産所得者などの場合）
四十七年中の各種の所得金額から各種控除（基礎、配偶者、扶養その他）を差し引き、その金額を基として算出した税額が配当控除額より多い人
 - 2、給与所得がある人の場合
(1)四十七年中の給与の収入金額が五〇〇万円をこえる人
(2)給与を一方所から受けている人で給与所得、退職所得以外の所得金額の合計が一〇万円をこえる人
(3)給与を二カ所以上から受けている人で年末調整された給与以外の給与の収入金額と給与所得や退職所得以外の各種の所得金額の合計額が一〇万円をこえる人
(4)家事使用人や外国の在日公館に勤務する人などで給与の支払を受ける際に所得税を源泉徴収されないこととなっている人
 - (5)同族会社の役員やその親族などでその法人から給与のほかに貸付金の利子、店舗、工場などの賃貸料、機械、器具の使用料などの支払を受けている人
 - (6)災害を受けた人で四十七年中の給与について災害減免法により源泉徴収額の徴収猶予や還付を受けた人
- 3、資産所得の合算課税を受ける人の場合
右の1、2にあてはまらない人でも資産所得について合算課税の適用を受ける人
- 4、退職所得がある人の場合
退職所得については通常申告する必要はありませんが退職金の支払を受ける際に「退職所得の受給に関する申告書」を提出しなかったため二〇%の税率で所得税を源泉徴収された人で、その源泉徴収税額が正規の税額よりも少ない人



二、確定申告をすれば税額がもどかる人

- 1、確定申告をしなくてもよい人でも源泉徴収された税金や予定納税をした税金が納め過ぎになっている人は還付を受けるための申告書を提出することができます。この申告書は二月十五日以前でも税務署で受けつけていただきますからなるべく早めに申告して税金の還付を受けてください。特に次のような人は、税金が納め過ぎになっていないかどうかを確かめてください。
(1)四十七年中の所得の少ない人で利子所得や配当所、原稿料などがある人
(2)給与所得者で雑損控除、医療費控除、寄付金控除、住宅取得控除などを受けることができる人
(3)四十七年中の途中で退職した後就職しなかった人で年末調整を受けなかった人
(4)予定納税をしている人で確定申告の必要がなくなった人
- 三月五日（月）
三月六日（火） 二日間
（所得税納税者のみ）
。町民税申告者は別途日程を連絡します。
- ◎振替納税について
振替納税はあらかじめ税務署と金融機関に届出しておくこと金融機関の預金口座から振替えによって納

税することができずから納税のための手数が少なくてすみ、大変便利です。

◎青色申告のおすすめ

所得税には青色申告の制度があります。青色申告は単に税金の面で有利なだけでなく、経営の健全化や合理化に役立つということで青色申告をする人は年々多くなっています。

まだ申請されていない方は是非今年から始められるようおすすめます。

◎贈与税の申告と納税も三月十五日まで

贈与税は一年間に個人からもらった財産の価額の合計額から基礎控除額(四〇万円)を引いた残額に対してかかります。

同じ人から毎年続けて財産をもらっているような場合はもらった財産の価額が四〇万円以下でも贈与税がかかることがあります。

◎譲渡所得税の申告と納税も三月十五日までに

所得税の確定申告書を提出された人は個人事業税、個人住民税の申告は必要ありませんが確定申告書の「事業税」「住民税」の欄に該当する事項があれば必ず記載して下さい。

◎所得税の確定申告書を提出しなくてもよい方は個人住民税の申告書を役場(税務課)に提出して下さい。

個人住民税の申告をすれば個人事業税の申告は必要ありませんが町民税の申告書の「事業税」に関する事項一欄に該当する事項のある人は必ず記入して下さい。

土地や建物を買った場合の利益(譲渡所得)に対しては所得税がかかります。

売った年の翌年の二月十六日から三月十五日までの間に申告することになっていきます。

申告期限を超過しますと加算税や延滞税など余分の税金を納めなければなりませんので期限までには必ず申告して下さい。

譲渡所得の対象には一般の売買のほか贈与、交換、収用、競売、公売、代物弁済なども対象となりますが一定の要件にあてはまる場合は、申告などの手続をすることによって税金がかからなくなったり、安い税金ですむことになりま

◎岡垣町税務相談所(瑞賀信用金庫二階)利用について

1、二月三日(土)より毎週土曜日に一般の方の税務相談に応じます。尚会員の方は別途相談に応じます。

若松 税務 署
若松財務事務所
岡 垣 町

町営住宅の空家補充入居の受付

現在岡垣町には二〇二戸(第一種住宅二〇戸、第二種住宅八二戸)の町営住宅があり、一年間に約一〇戸程度の空家が発生しております。空家補充入居を希望される方は、申し込みの受付を随時行なっていますので、役場土木課まで申し込んで下さい。抽選会は空家の発生に応じ随時行ない、当選されない方の申し込み書類は、その年度内(三月末日まで)においては有効書類として取扱います。

入居資格者は、次の各号の条件を具備する者。
(1)町内に住所又は勤務場所を有する者
(2)同居親族があること
(3)次に掲げる基準の収入があること

- ①第一種町営住宅については入居の申し込みをした日において一カ月の所得が五万円八千円以下であること。
②第二種町営住宅については入居の申し込みをした日において一カ月の所得が三万円以下であること。
扶養親族が一人増す毎に、一万円を所得から控除でき



から拡大されます。

いままでは(47年1月1日から18才未満の児童が3人以上あつて、しかも三子日以降が5才未満(42年1月2日以後生れ)の児童を養育している受給資格者に第三子日から支給されていましたが、

ます。(標準世帯(四人家族)であれば、一カ月の所得が第一種であれば、八万円八千円、第二種であれば、六万円以下であること)
(4)現に住宅に困窮していることが明らかな者。

児童手当の支給対象

ご存じでしょうか?児童手当の支給対象範囲が昭和48年4月1日

犬は人に迷惑をかけずに正しく飼いましょう。

最近犬による被害が各地に発生し大きな社会問題になってい

ます。我が子のように可愛い犬でも飼い方を誤ると人に咬みついたり田畑を荒したりして大変な迷惑をかけます。犬を正しく飼うため議会において畜犬取締条例が可決されていますので違反しないように注意しましょう。

第三条

△条例抜粋▽

- (1)畜犬が人畜等に危害を加えないように丈夫な鎖、もしくは柵でつなぎ「さく」もしくは「おり」の中に入れておくこと。
(2)畜犬が道路、公園その他の公共の場所又は他人の土地もしくは物件を不潔にし傷つけもしくは荒らすことのないようにすること。
(3)畜犬を連行し又は移動させる場合は人畜等に危害を加えたり恐怖を与えないように丈夫な鎖又は

綱をかけ、咬む恐れのある時は口輪をかけること。

飼畜犬を飼育していることを明らかにするため門戸、玄関、その他見易い場所に規則で定める標識を掲示すること。

第四条

(一)にびとも犬を捨ててはならない。

(二)飼主が畜犬の飼育困難な場合は新たに飼主がある場合のほか当該犬を遺棄保健所(TEL〇九三二(九九)一四一六一)に引渡さなければならぬ。

第五条

飼主は常に畜犬の飼育をしている場所の内外を清潔にし畜犬のし尿その他の汚物を衛生的に処理し昆虫の発生を防止駆除に努める事

第六条、第七条

飼主は畜犬が人を咬んだ時は、すみやかに町長に届出るとともに当該畜犬を獣医師に検診させ、咬んだ日から二週間以上堅固な口輪をかけ特に注意してけい留しなればならぬ。

※「けい留」とは、畜犬を丈夫な鎖、もしくは綱でつなぎ「さく」もしくは「おり」の中に入れておくこと。

飼主は畜犬に咬まれた者、又はその代理人から当該畜犬にかかわる狂犬病及び規則で指定する疾病の有無について診断書の交付を求められた場合はすみやかにこれを交付しなければならない。

なお、これらの規定に違反したときは、罰金又は科料に処される場合がありますので、あなたの犬は、あなたの責任と愛情で正しく飼いましょう。

議 会 だ よ り

第四回定例会は十二月十五日召集会期は一月十日まで二十七日間と決定、次の議案が原案可決される

議案第七二号

教育委員の任命について
手野 太田 幸雄
大正5年8月28日生
戸切 戸田 弘之
大正6年1月28日生

議案第七三号

岡垣町老人憩の家建設工事請負契約について
1、契約の目的 岡垣町老人憩の家建設工事

2、契約の方法 指名競走入札による契約

3、契約金額 一八、七二九千円

4、契約の相手 北九州市八幡区陣原日本地所株式会社

5、工期 自昭和47年11月10日 至昭和48年3月20日

議案第七四号

岡垣町町営住宅建設工事請負契約について

1、契約の目的 町営住宅電主団地建設工事
2、契約の方法 指名競走入札による契約
3、契約金額 二〇、六五二千円

4、契約の相手 北九州市八幡区日本地所株式会社

5、工期 自昭和47年11月42日 至昭和48年3月25日

議案第七五号

岡垣中学校増築工事請負契約について
1、契約の目的 岡垣中学校増築工事

2、契約の方法 指名競走入札による契約

3、契約金額 三五、九四〇千円

4、契約の相手 北九州市八幡区村上工務店

5、工期 自昭和47年12月13日 至昭和48年3月31日

議案第七六号 専決処分承認を求めるとについて

昭和四十七年度一般会計補正予算第四号(衆議院議員総選挙経費)

議案第七七号 岡垣町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(案)(審議未了) 廃案

議案第七八号 昭和四十七年度岡垣町一般会計補正予算(案) 第五号 (審議未了) 廃案

議案第七九号 昭和四十七年度岡垣町国民健康保険事業特別会計補正予算(案) 第一号 (審議未了) 廃案

議案第八十号 昭和四十七年度岡垣町上水道事業特別会計補正予算(案) 第三号 (審議未了) 廃案

議案第八十一号 昭和四十六年度岡垣町一般会計歳入歳出決算認定について

議案第八十二号 昭和四十六年度岡垣町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第八十三号 昭和四十六年度岡垣町農業共済事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第八十四号 岡垣町老人医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例(案)(審議未了) 廃案

議案第八十五号 岡垣町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例(案)(審議未了) 廃案

議案第八十六号 岡垣町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(案)

議案第八十七号 岡垣町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(案)

議案第八十八号 岡垣町教育委員会の教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例(案)(審議未了) 廃案

議案第八十九号 岡垣町町営住宅管理条例の一部を改正する条例(案)

議案第九十号 山田小学校講堂改築工事請負契約について

1、契約の目的 山田小学校講堂改築工事

2、契約の方法 指名競走入札による契約

3、契約金額 五七、〇〇千円

4、契約の相手 北九州市八幡区村上工務店

5、工期 自昭和47年12月28日 至昭和48年3月30日



第三日曜日は「家庭の日」

「家庭の日」

毎月第三日曜日は「家庭の日」です。「家庭の日」とは一体どんな日でしょうか。

家族がみんなで、次のようなことを話し合い、みんなで実行し、家族中で楽しみ合う日です。

話し合い

家族の一年間の実行計画
家のことや郷土のこと
入学試験や就職試験のこと
祖父母や両親のむかし話

山や海の事故・交通事故など
夏休み冬休みの暮らしの計画
本やテレビを見て感じたこと
社会生活のエチケット
一年間の生活の反省
実行すること

室内遊びやノド自慢

暑さ寒さに負けない体力づくり
身のまわりの整理整頓
土に親しみ花だんづくり
野山で自然に親しみ心身の鍛錬
時間を正しく守る
家庭の仕事の分担
戸外ゲーム、スポーツ



よい本を読む習慣、親子読書
家を離れている家族へのたより
X X X
こんな話し合いや、行事が一つでも二つでも家族みんなで実行できたら、どんなに楽しいことでしょう。

めて月一回の「家庭の日」には家族そろって食事をし、家族みんなで話し合いをし、家族みんなでピクニックなどで楽しむようにしてほしいと思います。

公民館

体力づくり

「人間は遊んでいる時だけ人間的である」と、ドイツの劇作家レーラーがいつている。人間が何物にもとられない自由な活動が遊びである。

一、昔の遊び観

ところが昔は、生産性が低く、生活がきびしかったので、遊びは労働じゃない、まじめな生き方じゃない、実用的でないものであった。また、日本人の勤勉性から、好きなことをして楽しむもの、好きなこと、仕事や学習でないもの、あり、そのものが役にたっていないこと、無駄なものであり、なんとなくうしろめたく、罪悪感みたいなものがあった。



二、遊びの必要性

仕事には疲労や嫌悪感がつきものだが、それを回復するにはレクリエーションが必要で、その方法が遊びである。

特に子供の生活は大人と違ってほとんどが遊びであり、幼児期は遊びそのものが生活で、子供は遊びの中で人間的に成長していくのだから、子供にとって遊び時間は学習時間と同じように大切であり、その中で学び、知識、性格を作り上げている。

子供の心身の発達には遊びを通じて行なわれるから、生活指導も社会性の育成も知的能力の伸びも、遊びを離れて考えることは出来ないので。

だから遊びをしていない子は、生活をしていない子といえるし、その意味で何か欠けたところがあると考えねばならない。

ところが、今の子供は遊びを知

らない。飼いなされた兎のように、野原に出されると「何をして遊ぶんですか」と聞く。家ではテレビにかじりついている。悲しいことであるし、実は大変憂うべきことである。

その原因は遊び場がない。親が遊ばせない。学校は勉強重点主義などの理由による。

子供は遊びの中で、友達と泣いたり、笑ったり、ケンカしているうちに、勇気とか正義、同情や寛容の気持を養い、知恵づき、創造性をいかし、情操を育て、自分を自由に表現し、主体性・想像力・社会性・協力・自制力・集中力など、人間として基本的なものを学び獲得していく。

三、考えねばならないこと

以上のように、子供の成長をうながす土台であり、子供の生活の根本となる遊びとはなにか。分りきったことと思われながら、実は本當の意味が理解されていない場合が多い。端的にいうと、児童遊園地はなかなか出来ないし、遊びについての学習会も不活発である。

また、遊びについての大人の考え方が先に出て、指導過剰、干渉過剰になったり、逆に放任されたりする。

四、遊び指導の留意点

① 大人本位の考え方で、遊びの本質を見失わないこと
大人は「砂遊び」「どろんどろん遊び」「水遊び」など悪い遊びとみて

いるが、これは着物がよごれて不潔だとする大人本位の考えで、遊びの本質を考えているとはいえない。

子供はこんな活動では全神経を使い、全神経をうちこんで遊ぶので、心身の発達上からは非常に価値の高いものである。

それで、こんな遊びでは、服のよごれを恐れるより、思いきって遊べる服装で遊ばせることが大切。

② 子供の自発性を尊重する

子供の遊びは自発的な活動だから、余り大人が干渉したり指導しないよう、教育といつて一方的に押しついたり制限すると、子供は遊びをやめてしまう。

ただし、遊びの中に入りすぎらない子や、遊びを知らない、危険な遊び、よくない遊びは、放任しないで、わかから上手に間接的に指導する。

④ 遊びの種類が片寄らないよう。テレビの子のように一日中テレビ見たり、読書好きだと戸外遊びが不足する。

本やテレビを見る受容遊び、笛をきいたりする感覚遊び、三輪車にのったり野球をする運動遊び、チャンバラや電車ゴッコのような模倣遊び、積木やプラモデルをつくる構成遊びなどが、適当にとり入られて、平均するように。

④ 子供同志で遊ばせる。

大人は出来るだけ立ち入らないよう。子供同志であると、遊びか

ら争いや衝突が起こるが、その中から子供は、自分本位の考えからぬけだし、正しい生活態度や習慣を身につけることができる。

⑤ よい遊具を与える。

子供は遊具や玩具を見ると遊ぶ気になる。それで子供の気持ちにピッタリの成長に見合った遊具を与えてやる。

公民館

舞踊の講習

三月から毎週木曜日午後一時三十分から午後三時三十分まで、日本舞踊、民謡の講習会をします。講師は八幡の英理和先生です。月謝は五百円。場所は中央公民館

初心者を対象に始めるものです。普段着で気がるに参加下さい。着物の着つけも教えます。第一回は三月一日ですから、希望者は二月二十五日まで公民館に申し込んで下さい。

公民館

盆栽講習会

盆栽、植木の基礎的な講習会をします。ふるって参加下さい。日時 三月二日午前九時三十分

場所 岡垣町中央公民館 講師 遠賀農業高校 広田博先生

一日中しますので非当持参下さい

公民館



遠賀川西四国八十八ヶ所

村田常樹氏が持った「福岡県筑前国遠賀川西四国八十八ヶ所、西

国三十三ヶ所霊場記序」に、次のように書いてある。文章がむづかしいので平易に書きなおす。

霊場をつくったのは、昔、徳の高い徳道上人という僧侶がおられた。いつも阿闍大王の王宮に行つて法話を聞かれた。四王が言われるには「いろいろの苦しみを経験ねばならない俗界の日本国に、三十三ヶ所の霊地がある。それが観音菩薩の浄土である。一度そこに参詣した者は地獄に落ちることはない。だから上人はこの事をみんなに知らせなさい」と。

上人は「欲に目がくらみ、曇った心しか持たない一般大衆は、とかくうたがい深い。だから何か、それを証明するものを下さい」と。四王はすぐ指を切り鮮血を流し、「三十三ヶ所の霊地に詣でた者は地獄に落ちることはない」と書いた、血証文を上人に賜わった。

その証文は現在でも摂津国河辺郡紫雲山中山寺の宝物になってい

る。その後巡礼道はますます盛んになった。

が長年月たつうち、この立派な巡礼道も日に日に衰退した。第六十五代花山天皇は、十九で無常の大道を悟り、仏眼上人を先生にして、一天万丈の天皇の位を捨て、自ら鞋をつけ、巡礼道の再興に力を尽され、今日まで民衆はその恩恵を受けている。現代の大衆も本當に有難いことで、深く礼拝すべきである。

次に弘法大師が支那から帰られて後、弘仁七年高野山を開かれ、又四国に三十三ヶ所の霊場を開かれた。

もともと観音菩薩は一仏一体であるが、物に應じ類に随い、三十三体に分けられる。又人間には八十八支の煩惱がある。それで弘法大師は、四国に八十八ヶ所の霊場を開き、よごれた人間にこの霊場の庭の草を踏ませ八十八支の煩惱を一つ一つ消す意味をもって、未來永劫、みんながこの世では安楽に、あの世では極楽に往生させようとの大悲願で開かれたものである。

以上のような事情の下、明治三十六年隆仁天皇の時代、筑前遠賀川西国三十三ヶ所四国八十八ヶ所の霊場を開設したのは、三名の大

志願發起人ができ、終わりにには十名になる。第一芦屋町中西勘助、鬼津行徳院二村正盛、太田利四郎

濱口楠木利平、柴田半六、鬼津井口作次郎、二村文平、芦屋町小曾我善右衛門、泉原武右衛門、草場惣兵衛並びに点眼師海雲寺住職松尾見洲、二村正盛、田中慶順坊、右の三名である

右の人名でこの霊場を開き、將來も志ある民衆に大善根を起させんためである。

又これらの人は前世でどんな善いことをしたのか、それぞれ、ある夜異僧が夢枕に立ち、法話を聞いたり、あるいは正夢を見たり、鉤杖をもった僧が、正しい方向に向ける夢を見たりした。

だから自分一人で愚案する者もあり、他人に話しかける者もあり、また閑に乗じ眠さかす者もあった

遂に時節が到来し明治三十六年札所を開く。考えると、故郷の春に出合った気持がして、喜んで村々を廻る人もあり、あるいはこれにそ知らん顔をする人もあり、又

そしる人もあり、区々まぢまぢだが、艱難辛苦して常日頃の念願を果たす。思えば、人生僅か五十年

現在人間に生まれたことは幸中の幸いで、喜んで喜びきれないほどである。と以下略

X X X

以上の主意書により、明治三十六年から川西四国八十八ヶ所の巡礼が実施されている。 公民館